

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

### 弘前市売店設置運営要項

#### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市観光・おもてなし基本計画に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 設置場所

各競技会場等に設置する。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

#### 3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

#### 4 開設時間

競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

#### 5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は、1 店舗あたり 20 m<sup>2</sup>以内とする。ただし、市実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

#### 6 販売品目等

売店における販売品目等は、次に掲げるものとする。

##### （1）スポーツ用品

## (2) 大会記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、スローガン及びマスコット等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

## (3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、市実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができます。）

### ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

### イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理をされたものであること。

## (5) 宅配便

(6) その他、市実行委員会が必要と認めるもの

## 7 出店者条件

出店者の条件は、次の（1）及び（2）を満たす者とする。

### (1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 申請時に、弘前圏域（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村又は西目屋村）に住所を有し、1年以上営業を継続している者

イ 移動販売車については、青森県内の保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を除く。）で営業許可を受けており、申請時に1年以上営業を継続している者

ウ 競技団体からの推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者

エ 第75回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会又は競技別リハーサル大会で出店実績のある者

オ その他、市実行委員会が認めた者

### (2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

- ア 各競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。ただし、特別な事情により市実行委員会から許可を得て、閉設日を設ける場合を除く。
- イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。
- ウ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施し、その結果を市実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むものとする。
- カ 申請時点において、市区町村税（東京23区内に住所を有する法人の場合は都税）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- キ 弘前市暴力団排除条例（平成24年弘前市条例第4号）第2条に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

## 8 運営設備等

次に掲げるものについては、市実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備する。ただし、市実行委員会が準備する運営設備等は、必要に応じて変更することができる。また、移動販売車による出店の場合、市実行委員会は準備を行わない。

なお、市実行委員会に許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあっては、出店区域内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

## 9 保健所及び消防署への手続き

### (1) 保健所

飲食物のうち、現場調理品を販売する臨時の飲食店営業許可を必要とする出店者（移動販売車により営業する者を除く。）は、売店許可決定通知書（様式第5号）を受領後、速

やかに青森県内の保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を除く。）に許可申請を行い、  
営業許可証の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

## （2）消防署

弘前地区消防事務組合火災予防条例（昭和56年弘前地区消防事務組合条例第1号）第57条第6号の規定に基づく露店等の開設の届出は、出店者として選定したもののうち、市実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する旨の申告があったものについて、市実行委員会が取りまとめて行うものとする。

## 10 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）売店出店申請書（様式第1号）
- （2）売店出店概要書（様式第2号）
- （3）売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- （4）誓約書兼承諾書（様式第4号）
- （5）売店責任者の本人確認書類（運転免許証又は公的機関が発行した顔写真があるものの写し）
- （6）納税証明書（写し可）（申請日において発行日が3か月以内のもの）

法人	法人税 消費税	納税証明書その3の3
	市区町村税 ※	法人市区町村民税、固定資産税並びに軽自動車税の未納がないことの証明書（完納証明書）
個人	所得税 消費税	納税証明書その3の2
	市区町村税	市区町村民税、固定資産税並びに軽自動車税の未納がないことの証明書（完納証明書）

※東京23区内に住所を有する法人の場合、法人市区町村民税及び固定資産税は、令和7年度の都税の納税証明書（写し可）を提出すること。

- （7）移動販売車については、営業許可証の写し（該当する場合）
- （8）その他、市実行委員会が必要と認めるもの

## 11 経費負担

- （1）売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- （2）出店料は無料とする。

## 12 出店者の選定

(1) 市実行委員会は、第10に規定する申請があったときは、この要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品のPR、販売品目のバランス等を考慮したうえで出店者を選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定する。

ア 弘前市内の事業者等

イ 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

ウ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等

エ その他、市実行委員会が適当と認める者

(2) 前号の規定による選定が困難な場合は、抽選により選定する。

## 13 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）及び売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

なお、第9（1）で規定する営業許可証の写しの提出を必要とする者は、市実行委員会に提出された後に、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

## 14 売店監督員

(1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。

(2) 売店監督員は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

## 15 売店責任者

(1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。

(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。なお、変更の報告の際には、第10（5）で定める本人確認書類を提出すること。

(3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならぬ。

(4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

## 16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売すること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、市実行委員会が郷土物産と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 市実行委員会の許可を得ていない火気又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

## 17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証（様式第6号）を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、販売品等の搬入搬出及び陳列は市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (3) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。
- (4) 販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、環境美化に努めること。
- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、青森県中南保健所の指導に従うこと。また、出店区画前又は移動販売車内にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、常に清潔にしておくこと。
- (7) 従事者は、市実行委員会が交付するA-Dカードを着用し、丁寧な接客を心掛けること。
- (8) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。

- (9) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (10) 関係法令を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (11) 市実行委員会及び県実行委員会が開催する出店者事前説明会並びに飲食物のうち、現場調理品を販売する出店者は食品衛生講習会に必ず出席すること。

## 18 管理運営

売店設置期間の全ての時間において販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 19 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 20 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 青森県中南保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、市実行委員会が不適当と認めたとき。

## 21 損害賠償

出店者又はその従事者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

## 22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を市実行委員会に請求することはできない。

### 23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の確認を受けなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

### 24 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける売店設置については、県実行委員会と協議して実施する。

### 附 則

この要項は、令和7年2月6日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和8年2月5日から施行する。

様式第1号

年　月　日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会 会長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

売店出店申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項第10の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望競技（該当競技に✓）

- クレー射撃    体操 競技    トランポリン    ライフル射撃    新体操  
高等学校野球（硬式・軟式）    弓道    空手道  
ソフトボール（弘前市運動公園野球場）    ソフトボール（岩木山総合公園野球場）

2 出店希望形態

- テント    移動販売車    その他（\_\_\_\_\_）

3 添付書類

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）  
(2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）  
(3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）  
(4) 売店責任者の本人確認書類  
(運転免許証又は公的機関が発行した顔写真があるものの写し)  
(5) 納税証明書（写し可）（申請日において発行日が3か月以内のもの）

法人	法人税 消費税	納税証明書その3の3
	市区町村税 ※	法人市区町村民税、固定資産税並びに軽自動車税の未納がないことの証明書（完納証明書）
個人	所得税 消費税	納税証明書その3の2
	市区町村税	市区町村民税、固定資産税並びに軽自動車税の未納がないことの証明書（完納証明書）

※東京23区に住所を有する法人の場合、法人市区町村民税及び固定資産税は、令和7年度の都税の納税証明書（写し可）を提出すること。

- (6) 移動販売車については、営業許可証の写し（該当する場合）  
(7) その他、市実行委員会が必要と認めるもの

## 売店出店概要書

※複数競技へ出店を希望される場合でも、売店出店概要に差異がある際は、競技ごとに記入してください。

出店希望競技 (該当競技に✓)	<input type="checkbox"/> クレー射撃 <input type="checkbox"/> 体操競技 <input type="checkbox"/> トランポリン <input type="checkbox"/> ライフル射撃 <input type="checkbox"/> 新体操 <input type="checkbox"/> 高等学校野球(硬式・軟式) <input type="checkbox"/> 弓道 <input type="checkbox"/> 空手道 <input type="checkbox"/> ソフトボール(弘前市運動公園野球場) <input type="checkbox"/> ソフトボール(岩木山総合公園野球場)				
ふりがな 商号又は名称					
代表者役職名及び氏名					
代表者生年月日	年    月    日				
所 在 地	〒				
代表者連絡先	【電話】		【FAX】		
出店担当者 ※連絡事項等はこちらへ連絡いたします。	【氏名】		【電話】 【メールアドレス】		
業 種					
主要取扱品 (該当品目に✓)	<input type="checkbox"/> スポーツ用品 <input type="checkbox"/> 大会記念グッズ <input type="checkbox"/> 郷土物産品 <input type="checkbox"/> 宅配便 <input type="checkbox"/> 飲食物(製造加工品) <input type="checkbox"/> 飲食物(現場調理品) <input type="checkbox"/> その他 ( )				
国体、国スポ等出店実績	□有 (大会名 : )			□無	
営業開始年月日	年    月    日			従業員数 人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種 類	番 号	取得年月日		
過去1年間の法令違反等 処分歴の有無	□有    □無	過去3年間食中毒 発生処分歴の有無	□有    □無		

## 販売品目価格等一覧

NO	商品名	予定数量	販売価格	備考 (承認番号等)
1			円	
2			円	
3			円	
4			円	
5			円	
6			円	
7			円	
8			円	
9			円	
10			円	

※不足する場合は別紙で提出してください。 (任意様式可)

様式第3号

売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書

商号又は名称	
--------	--

1 従事者名簿

※不足する場合は別紙で提出してください。（任意様式可）

競技名	従事日	売店責任者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				

2 車両予定表

競技名	車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入搬出のみに使用する場合は「駐車場使用」の無に✓をつけてください。

※駐車許可証の発行は原則として1台分とします。それ以外の車両の駐車場は一般駐車場となります。会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※移動販売車による販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

3 持込み備品一覧表（青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設営する備品以外）

競技名	備品名	規格等	持込目的

※燃料・電源・火気使用を伴う備品は記入ください。（発電機、プロパンガス等）

様式第4号

年　月　日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会 会長 様

申請者住所  
商号又は名称  
代表者役職名  
及び氏名

### 誓約書兼承諾書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、競技会場への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容確認のため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 この申請及び許可後の申請にあたり、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 弘前市暴力団排除条例（平成24年弘前市条例第4号）第2条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではありません。また、販売員として暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、申請日時点において過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(担当者)

担当者所属  
担当者氏名  
電話番号  
FAX  
E-mail

様式第5号

青煌弘実委発第 号  
年 月 日

商 号 又 は 名 称  
代表者役職名及び氏名 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会 会長 印

売店許可決定通知書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記の内容で決定となりました。

なお、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項第9（1）の規定に基づき、飲食物のうち、現場調理品を販売する臨時の飲食店営業許可を必要とする出店者（移動販売車により営業をする者を除く。）については\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（　）までに飲食店営業許可証の写しを郵送、持参、メール又はFAXで提出してください。

ご提出の確認が取れ次第、売店出店許可証（様式第6号）を送付いたします。

記

- 1 出店許可会場 \_\_\_\_\_ (競技名： )
- 2 出 店 期 間 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
- 3 出 店 形 態 テント(1張)・移動販売車・その他( )

【問い合わせ・提出先】

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会事務局  
(弘前市 健康こども部スポーツ局 国スポ・障スポ推進課内)

担 当 ○○○

電話番号 0172-55-9842 FAX 番号 0172-26-8146

E-mail 2026kokuspo3@city.hirosaki.lg.jp

様式第6号

青煌弘実委発第 号  
年 月 日

商 号 又 は 名 称  
代表者役職名及び氏名 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会 会長 印

### 売 店 出 店 許 可 証

年 月 日付で申請があった青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代表者役職名及び氏名	
出 店 許 可 会 場	(競技名： )
出 店 許 可 期 間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	台
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、青の煌めきあおもり国スポ・障 ス ポ弘前市売店設置運営要項を遵守すること。